

白井市国県指定文化財保存事業補助金交付要綱

所管課

生涯学習課

1 補助金の名称

国県指定文化財保存事業補助金

2 補助金交付の目的

国及び県指定文化財の良好な保存と維持管理を図るため。

3 用語の定義

- ①「国指定文化財」とは、文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）の規定により指定された市内に所在する文化財をいう。
- ②「県指定文化財」とは、千葉県文化財保護条例（昭和30年3月29日条例第8号）の規定により指定された市内に所在する文化財をいう。
- ③「所有者等」とは、国指定文化財の所有者、保持者、管理責任者、管理団体、又は保持団体並びに県指定文化財の所有者、保持者、管理責任者、又は保持団体をいう。

4 補助対象

国指定文化財の所有者、保持者、管理責任者、管理団体又は保持団体並びに県指定文化財の所有者、保持者、管理責任者又は保持団体

5 補助対象経費

【国指定文化財】
文化庁長官が定める補助要綱・補助要領に補助対象経費として掲げられた経費（工事経費・管理経費・情報発信経費・設計料及び監理料、事務経費など）
【県指定文化財】
千葉県教育委員会が定める補助金交付要綱に对象として掲げられた経費（工事経費・管理経費・情報発信経費・設計料及び監理料、事務経費など）

6 補助額（率）

【国指定文化財】 補助対象経費から国及び県の補助金を除いた額
【県指定文化財】 補助対象経費から県補助金を除いた額の2分の1以内の額

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

昭和53年4月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴